

北海道公立大学法人札幌医科大学
「年度計画」

平成29年度

北海道公立大学法人札幌医科大学

目次

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置	2
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置	3
2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置	3
(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	4
3 附属病院に関する目標を達成するための措置	
(1) 診療に関する目標を達成するための措置	4
(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置	5
(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	5
4 社会貢献に関する目標を達成するための措置	
(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置	5
(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置	7
(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置	7
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	7
1 運営に関する目標を達成するための措置	7
2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置	8
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置	8
2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	8
3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置	9
4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	9
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	9
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	9
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	9
2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置	10
第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	10
第7 短期借入金の限度額	11
第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	11
第9 剰余金の使途	11
第10 その他	
1 施設及び設備に関する計画	11
2 人事に関する計画	11
3 積立金の使途	11
(別紙) 予算	12
収支計画	13
資金計画	14
(用語説明)	15

※第1～第5までの各計画の末尾の番号は、全体の通し番号

第 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 入学者の受入に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 医学部の入試形態（選抜方法）の改善を行った結果（平成 29 年度入試）を分析し、課題を整理する。 [No. 1]

(イ) 平成 28 年度に取りまとめた、保健医療学部の入試におけるセンター試験受験科目の評価、改善方策について、検証を行う。 [No. 2]

新規 (ウ) 平成 32 年度導入予定の新テストに対応するため、入試形態（選抜方法）について検討し、事前準備を行う。 [No. 3]

(エ) 前年度までの実施結果に基づき、引き続き、進学相談会を活用するとともに、高校訪問の実施等に取り組み、大学の理念、魅力等がより高校生へ伝わるよう、積極的な広報活動を展開する。 [No. 4]

(オ) 平成 27 年度に刷新した保健医療学部ホームページについて、引き続き入試情報コンテンツの充実を図る。 [No. 5]

イ 大学院課程

(ア) 初期臨床研修 2 年目からの大学院進学その他、研究意欲を有する学生を確保するため、平成 28 年度に整理した課題を踏まえ、入学者募集に関する方策の更なる充実に向けた方向性を示す。 [No. 6]

(イ) 後期臨床研修医等の大学院進学を促すための、臨床研修医及び診療医を対象とした大学院進学説明会について、平成 27 年度及び 28 年度の点検結果を踏まえながら、実施内容の充実を図る。 [No. 7]

(ウ) 保健医療学研究科において、入試広報活動を充実し、学生募集に資する最新情報を提供するとともに、引き続き大学院進学を促す方策等を実施する。 [No. 8]

ウ 専攻科課程

平成 27 年度から実施した新たな選抜方法について、平成 28 年度の実施結果を踏まえ、継続実施するとともに、点検を行う。 [No. 9]

(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 医学部において、これまで見直しを行ってきた準備教育科目と教養教育科目の内容について、引き続き点検を行う。 [No.10]

(イ) 医学部カリキュラムにおいて、平成 26 年度入学者から適用しているカリキュラムで段階的に再編する医学概論・医療総論の 4 年次科目「医学概論・医療総論 5」を開講するとともに、実施内容を確認する。

また、平成 28 年度に改編した「医学概論・医療総論 3」の実習内容について点検する。 [No.11]

(ウ) 高い倫理観の醸成に向けた講話を行うなど、人格・人間性に優れた医療人を育成するための取組を継続して実施する。 [No.12]

(エ) 医学部において、平成 27 年度に改編した「研究室（基礎）配属」を継続して実施し、効果について点検する。 [No.13]

(オ) 医学部において、平成 26 年度に開講した「新入生チュートリアル」を継続して実施する。 [No.14]

(カ) 医学部において、医学教育分野別評価を見据えた臨床実習 72 週化に向け、再編した卒前臨床教育方針案により臨床実習を開始する。 [No.15]

新規 (キ) 平成 32 年度の医学教育分野別評価の受審に向けて組織体制を整備し、受審に向けて課題等を整理する。 [No.16]

(ク) 保健医療学部において、「保健医療総論 1～4」の総合的な教育評価方法の検討を行い、課題を整理する。 [No.17]

(ケ) 保健医療学部において、引き続き「保健医療セミナー」を実施するとともに、点検を行う。 [No.18]

(コ) 実習施設との連携を強化するため、臨床実習指導者会議を開催する。 [No.19]

(サ) 保健医療学部において、引き続き各学科において卒業研究を実施する。 [No.20]

イ 大学院課程

(ア) 医学研究科において、平成 28 年度に運用を見直した T A 及び R A 制度について継続して実施するとともに、その実施内容について点検を行う。 [No.21]

(イ) 医学研究科において、平成 27 年度及び 28 年度の検証結果を踏まえ、臨床医学研究コース及び医科学研究コースの充実に向けて検討し、方向性を示す。 [No.22]

(ウ) 保健医療学研究科において、平成 28 年度に整理した科目再編及び新規履修基準に係る課題を踏まえ、カリキュラムの充実に向けて検討する。 [No.23]

ウ 専攻科課程

平成 28 年度から実施の新カリキュラムを継続して実施するとともに、学生による授業アンケートの結果等を踏まえ、講義科目のあり方について引き続き点検を行う。
[No.24]

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(ア) 整理した課題に基づき、医療人育成センターの組織体制等の方針を定める。 [No.25]

(イ) 教員の資質及び教育能力の向上に繋がる F D セミナーを企画し、実施する。 [No.26]

(ウ) スキルラボ（臨床技能教育実習施設）の運用体制等について引き続き点検する。
[No.27]

(エ) 臨床教員向けに F D を実施し、実践的能力のある医師を養成できる指導教員を育成する。 [No.28]

(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置

(ア) 平成 30 年度から開始予定の新たな専門医制度の内容を踏まえ改訂した、29 年 4 月発行版の冊子「札幌医科大学 北海道の医療を担う医師育成プログラム～専門医・研究医になるために～」を活用し、引き続き、学生のキャリア形成支援に取り組む。 [No.29]

(イ) 引き続き「学生支援会議」を開催し、学生の意見・要望を集約するなど、学生支援の充実に取り組む。 [No.30]

新規 (ウ) 教育及び研究活動の充実を図るため、新たに修学支援策の創設に向けて課題等を整理する。 [No.31]

新規 (エ) 学生の心身全般にわたる健康の保持増進をより一層図るため、保健管理センターの体制を強化するとともに、今後の修学支援に向けた課題を整理する。 [No.32]

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

(ア) より効果的な交流手段についての検討を踏まえ、各種展示会に引き続き出展し、
本学の研究成果のPRを実施していくとともに、産学連携に関係する協議会にて意
見交換等も活用し、異分野の研究者との交流を図る。 [No.33]

(イ) 脳梗塞再生医療に係る治験を継続的に実施し、また、脊髄損傷再生医療について
は、ニプロ(株)と共同して早期に研究成果の実用化に向けた取組を進める。 [No.34]

(ウ) 引き続き、大学ホームページの活用により、研究情報の共有化、公表内容の更新
を行う。 [No.35]

(エ) 同一もしくは関連するテーマで研究している講座間の合同研究発表会について、
平成28年度に実施した開催等に係る点検結果を踏まえながら、継続実施する。
[No.36]

(オ) 平成28年度に創設した「若手研究者最優秀論文賞」を継続し、優れた論文を発表
した若手研究者を表彰する。 [No.37]

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(ア) 基礎研究の成果を臨床研究に結ぶ橋渡し研究の推進及び臨床研究への支援組織や
産学・地域連携センターの機能を含めた研究支援体制の強化に向けた体制を構築す
る。 [No.38]

(イ) 国の制度改正に対応するため、若手研究者等に対する科研費申請書作成レクチャ
ーを開催するとともに、研究支援機能の構築など、戦略的に競争的資金を確保でき
る体制を整備する。 [No.39]

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 診療に関する目標を達成するための措置

(ア) 臨床研究・治験をはじめ、神経再生医療の充実・推進に取り組む。 [No.40]

(イ) 拠点病院としての中核的な役割を果たすため、がん、肝疾患、エイズ等の専門医
療の充実に取り組む。 [No.41]

(ウ) 患者アンケートや相談等に基づき、患者サービスの充実や環境改善に取り組む。
[No.42]

(エ) 患者ニーズを踏まえた病院施設改修等環境改善に向け取り組む。 [No.43]

(オ) 医療安全管理体制の充実に向け継続して取り組む。 [No.44]

(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置

(ア) 卒後医師のキャリアパスに対する支援に取り組むとともに、新専門医制度の導入に向けた研修プログラムの策定に取り組む。 [No.45]

(イ) 看護職員や看護学生を対象としたキャリア形成支援を推進する。 [No.46]

(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

(ア) 社会保険審査委員会等を開催し、院内で診療報酬改定や査定状況の情報を共有することで、診療報酬請求事務の強化に努める。 [No.47]

(イ) 経費の効率的な執行に取り組む。 [No.48]

(ウ) 効率的・効果的な医薬材料費の執行に向けて、価格交渉の実施、登録医療材料の標準化及び切替、後発医薬品等の利用拡大等に取り組む。 [No.49]

(エ) 院内物流管理システム（SPD）を運用し、医療材料・医薬品の在庫の適正管理を図り、部署別消費実績等の把握を行うとともに、稼動額収入と医薬材料費との比較データ等を活用して、改善すべき課題を整理し、価格交渉や安価品への切替等、コスト削減に向けた取組を進める。 [No.50]

4 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置

(ア) 道、関係機関等と連携し、北海道地域医療構想も考慮しながら、緊急的な医師派遣要請や地域医療機関からの診療支援要請に円滑に対応する。 [No.51]

(イ) 特別卒業医師に対する初期臨床研修及び後期臨床研修等の受入れ環境の整備等の支援に取り組む。 [No.52]

(ウ) 保健医療学部看護学科・助産学専攻科との連携・協働を推進し、地方病院に勤務する看護職員に対する研修等を実施する。 [No.53]

(エ) 道からの依頼による地域医療機関への薬剤師の派遣や薬剤師を含む医療チームの研修の支援を継続実施する。 [No.54]

(オ) 迅速かつ的確な救急医療の充実を図るため、ハイブリッド手術室の効果的な利活用を促進し、利用実績の拡大を図る。 [No.55]

(カ) DMA T登録者数の増加に向けて取り組む。 [No.56]

- (キ) 原子力災害時の対応力を高めるため、原子力災害拠点病院として、道が主催する北海道原子力防災訓練に参加する。 [No.57]
- (ク) 道が主催する北海道DMAT実働訓練に参加するとともに、災害訓練を実施する。 [No.58]
- (ケ) がん、肝疾患、リハビリテーション、エイズ等の専門医療について地域支援を図るため、研修会の開催や講師派遣等の支援に取り組む。 [No.59]
- (コ) 産科周産期・循環器に係る医師の地域医療機関への継続的な派遣・常駐化に向けた取組を進める。 [No.60]
- (サ) がん、肝疾患、エイズ等の特殊性を踏まえた相談支援を行うため、各種研修会等への参加により相談員の専門性の向上を図るとともに、相談員の院内医療チーム（外来化学療法チーム等）への継続した参画を行い、情報の共有や院内の連携強化を図る。 [No.61]
- (シ) 大学寄附講座（アイン・ニトリ緩和医療学推進講座）と協働し、「がん相談サロン」を実施するとともに、「肝臓病教室」等を実施し、患者・家族への支援の充実を図る。また、がん患者の多様なニーズに応えるため看護師によるがん看護相談を実施する。 [No.62]
- (ス) 入院患者の退院に関する支援の充実に取り組むとともに、道内医療機関等との連携体制の推進を図る。 [No.63]
- (セ) 道、市町村等の地域医療に関する政策立案等の審議会委員への就任に協力する。 [No.64]
- (ソ) 市町村等で実施する健康づくりのための活動に対する講師派遣等の依頼に協力する。 [No.65]
- (タ) 特色ある公開講座、各種セミナー及び地域での公開講座等、道民に対する様々な学習の場を提供する。 [No.66]
- (チ) 公開講座や大学の諸活動について、各種メディアや広報媒体を利用して積極的な情報発信を行い道民への情報提供を一層強化する。 [No.67]
- (ツ) 研究成果のプレスリリースの活用を学内に周知するとともに、ウェブサイトへの掲載やマスメディアに対する情報提供を積極的に行い、本学の教育研究活動に関する情報発信を強化する。 [No.68]

(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置

(ア) 各種展示会への出展やホームページへの掲載等を活用したPRなどにより研究成果・シーズの情報発信を継続するとともに、基礎研究の成果を臨床研究に結ぶ橋渡し研究の推進及び臨床研究への支援を強化するための組織を設置する。 [No.69]

(イ) 展示会の技術分野や参加企業の情報から、情報発信に取り組む研究成果を選定するとともに、研究者が直接プレゼンを実施する機会を得ていくなど、民間企業等との共同研究を推進する。 [No.70]

(ウ) 基礎研究の成果を臨床研究に結ぶ橋渡し研究の推進及び臨床研究への支援組織や産学・地域連携センターの機能を含めた研究支援体制の強化に向けた体制を構築する。 [No.71]

(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置

(ア) パウロ財団（フィンランド）について、交流協定内容を検討の上、協定更新に向けた取組を実施する。 [No.72]

(イ) 協定締結大学との学術交流及び学生交流事業を実施する。 [No.73]

(ウ) アルバータ大学におけるプログラムを活用し、学生に対する語学研修派遣を実施する。 [No.74]

(エ) 札幌医科大学短期留学助成事業により、教員以外の研究者の海外短期研修に対する支援を実施する。 [No.75]

(オ) 海外からの医療従事者の受入により医療技術指導の支援に取り組む。 [No.76]

新規 (カ) 国際的な視野を持つ人材育成を図るため、海外の大学等との交流拡大に向けた取組等を積極的に行う。 [No.77]

(キ) 橋渡し研究として進行中の脳梗塞再生医療に係る治験を継続的に実施する。また、脊髄損傷再生医療については、ニプロ(株)と共同して早期に研究成果の実用化に向けた取組を進める。 [No.78]

第2 業務運営改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営に関する目標を達成するための措置

(ア) 役員会、経営審議会、教育研究評議会を効果的・機動的に運営し、迅速で的確な意思決定を行う。 [No.79]

(イ) 役員等のマネジメントを補完する役員会懇談会を定期的に開催する。 [No.80]

(ウ) 倫理研修や各種研修等において、職員が遵守すべきルールやモラル等についてとりまとめた冊子を活用し、コンプライアンスの確立を図る。 [No.81]

2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置

(ア) 教員の任期制及び業績評価制度を適正に運用する。 [No.82]

(イ) 多様な採用手法のあり方を適宜検討の上、事務職員の採用を計画的に進める。
[No.83]

(ウ) 大学運営の一層の高度化を図るため、職員に対する効果的なSD活動に取り組む。
また、事務職員については、研修メニューの多様化、充実化を図る。 [No.84]

(エ) 社会環境の変化に対応した体制を検討するとともに、業務全般について点検を行い、簡素で効率的な執行体制の構築に取り組む。 [No.85]

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置

診療収入をはじめとする自己収入の一層の確保に努めるとともに、既存事業の見直し、再構築、重点化等による予算編成や効率的・効果的な執行による徹底した経費の節減を行い、財務内容の改善に取り組む。 [No.86]

2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(ア) 科学研究費補助金の獲得を支援するための研究者向け学内説明会を継続して開催し、あわせて文部科学省が実施する科研費改革についての説明も行うことで、研究費の申請に向けた環境を準備する。 [No.87]

(イ) 研究成果の発信手法についての検討結果を踏まえ、シーズマップ等を改訂するとともに、本学ホームページに掲載し、活用促進を図る。 [No.88]

(ウ) 授業料等学納金の収入未済額の把握及び適時・適切な督促等による収入確保対策を実施するとともに、財産貸付料収入等の確保に努める。 [No.89]

3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

(ア) 各所属の業務内容等を踏まえ、効率的な組織体制の構築に取り組む。 [No.90]

(イ) 四半期毎を目途に年間収支見通し等を作成し、管理的経費等の執行状況の把握を行い、状況に応じた経費節減対策を実施するとともに、会議・研修会等を通じ、更なるコスト削減意識の醸成を図る。 [No.91]

4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

今後の利活用方法や利活用の課題の解決策について、引き続き学内での協議等を進める。 [No.92]

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(ア) 業務実績について、地方独立行政法人評価委員会の評価を受け、評価結果をホームページにより公表するとともに、評価結果に基づく改善に取り組む。 [No.93]

(イ) 学校教育法第109条第2項の規定に基づく認証評価を受審し、評価結果を踏まえ本学の教育・研究など質の向上への取組を進める。 [No.94]

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(ア) 道民に開かれた大学として、各分野の諸活動について、引き続き、大学ホームページにより公表し、積極的な広報活動に取り組む。 [No.95]

(イ) 民間企業との連携協定事業による積極的な広報活動に取り組む。 [No.96]

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

(ア) 医学部定員に係る国の動向を踏まえ、道と連携しながら平成30年以降の本学の定員数について協議・検討を行う。 [No.97]

(イ) 整備する施設の進捗状況を踏まえて、それぞれの施設に関する運営体制について

検討し、課題を整理する。また、施設整備の効果的な活用を図るため、増改築に伴う移転業務等の円滑実施に向けた体制を整備する。 [No.98]

(ウ) 長期保全計画に基づき、臨床教育研究棟、基礎医学研究棟や附属病院棟等において外壁及び屋上防水の改修、並びに受変電盤・空調機器等の設備改修を実施し、適切な施設管理を行う。 [No.99]

2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

(ア) 平成 26 年度に作成した危機管理マニュアルの周知や危機管理に係る研修の実施を通じて危機管理意識の向上を図る。 [No.100]

(イ) 情報セキュリティに関する知識を周知啓発するため、学生に対して講義を実施するとともに、学生と職員にパンフレット等を配布する。 [No.101]

(ウ) 職員等に対してメーリングリストによる情報セキュリティに関する通知及びセキュリティ講習会を実施する。 [No.102]

(エ) 検疫ネットワークシステム、ウイルスチェック用サーバーの運用を検討し、課題を整理する。 [No.103]

(オ) E S C O 事業を継続し、省エネルギーに関する取組を推進する。 [No.104]

(カ) 学内全体に省エネルギーの意識啓発を図るとともに、ホームページで省エネ情報を公表する。 [No.105]

(キ) 大学校舎等の施設整備において、引き続き省エネルギー対策を実施するとともに、各種設計にも省エネルギー対策を盛り込む。 [No.106]

第 6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

第 7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

15億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上、社会貢献及び組織運営の改善に充てる。

第10 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
施設整備事業	1,194	施設整備補助金
医療機器等整備費	879	長期借入金

2 人事に関する計画

第2の2「組織及び業務等に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

次の業務の財源に充てる。

- ・大学（附属病院含む。）に係る施設設備整備事業
- ・その他、教育・研究・診療・社会貢献に係る業務及びその附帯業務

(別紙)

平成29年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	6,685
施設整備費補助金	1,194
自己収入	25,740
授業料及び入学検定料収入	821
附属病院収入	24,272
雑収入	647
受託研究等収入及び寄附金収入等	839
長期借入金収入	879
目的積立金取崩	100
計	35,437
支出	
業務費	32,021
教育研究経費	1,715
診療経費	13,771
人件費	15,975
一般管理費	560
施設整備費	2,073
受託研究等経費及び寄附金事業費等	816
長期借入金償還金	527
計	35,437

平成29年度収支計画（損益）

（単位：百万円）

区分	金額
經常費用	33,633
業務費	31,601
教育研究経費	1,969
診療経費	13,388
受託研究費等	269
役員人件費	89
教員人件費	4,593
職員人件費	11,293
一般管理経費	560
財務費用	7
減価償却費	1,465
經常収益	33,533
運営費交付金収益	6,621
授業料収益	727
入学金収益	81
検定料収益	13
附属病院収益	24,272
受託研究等収益	370
寄附金収益	521
雑益	605
資産見返運営費交付金等戻入	50
資産見返寄附金戻入	78
資産見返補助金等戻入	168
資産見返物品受贈額戻入	27
經常利益	△100
臨時損失	—
臨時利益	—
純利益	△100
目的積立金取崩額	100
総利益	0

平成29年度資金計画（キャッシュフロー）

（単位：百万円）

区分	金額	
資金支出	35,437	
業務活動による支出	32,689	
投資活動による支出	2,221	
財務活動による支出	527	
資金収入	35,437	
業務活動による収入	33,364	
運営費交付金による収入		6,685
授業料及び入学金検定料による収入		821
附属病院収入		24,272
受託収入		294
寄附金収入		545
その他収入		747
投資活動による収入	1,194	
施設費による収入		1,194
財務活動による収入	879	

用語説明

[1 ページ]

【初期臨床研修】

平成16年度から義務化された医師免許取得後2年間の研修制度。札幌医科大学附属病院臨床研修センターでは、附属病院と協力型研修病院をそれぞれ1年研修するコースと、2年とも附属病院で研修するコースを設定。

【後期臨床研修】

専門分野の医療技術・知識修得の目的で行われる初期臨床研修修了医師を対象とした研修。

[2 ページ]

【T A】

「Teaching Assistant」の略で、大学院学生に対し、教育的配慮の下、学部学生に対する助言や、実験、実習、演習などの教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会を提供する。

【R A】

「Research Assistant」の略で、大学院学生に対し、研究活動に必要な補助業務を行わせることにより、大学における研究の円滑な実施と大学院学生への研究のトレーニングの機会を提供する。

[3 ページ]

【F D セミナー】

「F D」は、「Faculty Development (ファカルティ・ディベロップメント)」の略。教員が、より質の高い教育を学生に提供できるよう、授業内容や教育能力の向上を目的として行うセミナー。

[5 ページ]

【後発医薬品】

先発医薬品の特許が切れた後、厚生労働大臣の承認のもとに新たに他社から製造販売される同じ有効成分で効能・効果の等しい医療用の医薬品。先発医薬品よりも安価であることが特徴。日本よりも後発医薬品の普及率が高い欧米では、医師が薬を処方する際、薬の商品名ではなく、一般名 (generic name) で記載するケースが多いため、後発医薬品のことを「ジェネリック医薬品」と呼び、世界共通の呼称となっている。

【ハイブリッド手術室】

血管などを鮮明に映し出す高性能な血管撮影装置を手術室内に設置した手術室。近年、血管外科および脳神経外科でさかんに行われるようになってきている血管内手術を、これまで以上に安全で効率よく行える体制を整えられる。

【D M A T】

D M A T (Disaster Medical Assistance Team) は、災害の発生直後の急性期 (概ね48時間以内) に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

[7 ページ]

【橋渡し研究】

トランスレーショナル・リサーチともいう。研究者・医師の主導のもと、基礎研究で得られた成果を実用化につなげる研究のこと。文部科学省の橋渡し研究支援推進プログラムのもと、本学、北海道大学、旭川医科大学により「北海道臨床開発機構」が設立され、安全性の評価、試験物製造の援助、適切な臨床計画立案の指導などの支援体制の整備を進めている。

[8 ページ]

【S D 活動】

「S D」は、「Staff Development (スタッフ・ディベロップメント)」の略。事務局職員の管理運営や教育・研究支援等における能力・資質向上のための組織的な取組の総称。具体的な例としては、新規採用職員研修や各種の専門研修など。

[9 ページ]

【認証評価】

学校教育法により、大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間（7年）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けなければならない外部評価制度。

[10 ページ]

【ESCO（エスコ）事業】

「Energy Service Company」の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。